

(5)

平成 23 年 4 月 15 日

放射線業務における被ばく線量の取扱いについて

1. 現行の取扱い

- ・ 通常の放射線業務における被ばく線量限度は、1年間 50mSv または5年間で 100mSv、緊急時は 100mSv (安全衛生法電離放射線障害防止規則)
- ・ 福島第一原子力発電所事故に伴う特例措置として、緊急時の扱いを 250mSv に引き上げ (3月 14 日省令施行)

2. 厚労省の方針

- ・ 細川厚労大臣が、3月 25 日の参議院厚労委員会において「今回の緊急作業に従事した労働者の被ばく線量限度の 100mSv を超えた部分については、今回の緊急作業に従事した期間も含む1年間および5年間については、放射線作業をさせないということで指導して参りたい」と答弁
- ・ 当社は、保安院を通じて厚労省へ以下の要員確保上の問題があるため、見直しを要請してきたが、平行線に終わっている。

3. 現状の問題点と改善のお願い

- ・ 福島第一原子力発電所においては、今後、高放射線量下の復旧作業が長期に亘ることを考慮すると、250mSv に近い被ばく線量となる社員が、相当出てくると予想される。(すでに 200mSv に近い者が出てきている)
- ・ このため、交替要員 (異動・応援) も含めて対応しているが、要員確保が難しく、復旧作業に影響を及ぼす懸念が生じている。
 - ① 今後、復旧作業の中心となるのは、土木・建築要員に加え、原子力の専門性を持った保全部員、放射線管理員、運転員等であり、250mSv に近い被ばく線量となる社員が相当でてくると予想される。
 - ② これら特殊な専門性を持った要員を確保するためには、他原子力発電所の交替要員で対応することになるが、福島第一原子力発電所で復旧作業に従事した者 (通常時の被ばく線量限度を超えた者) が、他原子力発電所で放射線業務にあたれなくなると、他発電所においてもプラント管理に必要な要員不足が生じ、プラント安全確保に著しく支障をきたす可能性がある。
 - ③ また協力企業や、その傘下の企業においては、緊急時の高い線量を受けると、他の現場では仕事ができなくなるため、雇用が継続されないという不安を持つ従業員が多いとの意見がある。
- ・ 以上を踏まえ、緊急時の扱いと通常時の扱いを、別区分による取り扱いとして運用できるようご支援をお願いしたい。

以上